



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.2.1	契約解除	変更前	営業所	847280	梅内簡易郵便局	○	青森県三戸郡三戸町梅内村中123-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.2.5	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	837530	荷軽部簡易郵便局	○	岩手県久慈市山形町荷軽部1-53-1	○	○	○	×	○	○	-	
H30.2.5	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	868130	上北野簡易郵便局	○	秋田県潟上市天王上北野129-8	○	○	○	×	○	○	-	
H30.2.10	住居表示変更	変更前	郵便局	842900	八戸田向郵便局	-	青森県八戸市田向間ノ田16	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	842900	八戸田向郵便局	-	青森県八戸市田向2-2-20	-	○	○	○	○	○	-	
H30.2.13	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	100130	千葉おゆみ野郵便局	-	千葉県千葉市緑区おゆみ野中央2-5-6	-	○	○	○	○	○	-	
H30.2.15	契約解除	変更前	営業所	517690	中通簡易郵便局	○	広島県竹原市下野町3249-14	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.2.19	移転	変更前	郵便局	081290	芦安郵便局	-	山梨県南アルプス市芦安芦倉516	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	081290	芦安郵便局	-	山梨県南アルプス市芦安芦倉518	○	○	○	○	○	○	-	
H30.2.26	移転	変更前	郵便局	640030	安芸郵便局	-	高知県安芸市矢ノ丸4-11-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	640030	安芸郵便局	-	高知県安芸市西浜139-1	○	○	○	○	○	○	-	
H30.2.26	移転	変更前	郵便局	703020	下地郵便局	-	沖縄県宮古島市下地上地506-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	703020	下地郵便局	-	沖縄県宮古島市下地上地545-12	○	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。